

野焼きは犯罪です！

廃棄物の野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって一部の例外を除き禁止されています。

これに違反した場合、行為者は5年以下の懲役もしくは1千万以下の罰金又はその両方（法人は3億円以下の罰金）が科せられます。

野外焼却禁止の例外とは

- 1 農林水産業を営むためにやむをえないものとして行われる焼却
（例）農業者が行う稲わら畦草の焼却、焼き畑・林業者が行う伐採した枝条等の焼却・漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却等。
- 2 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
（例）とんど焼、護摩だき等地域の伝統行事における焼却。
- 3 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例）災害復旧のための木くずの焼却、凍結防止のための稲わらの焼却、火災予防訓練
- 4 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例）河川管理者が河川管理のために伐採した草木等の焼却、道路管理のために剪定した枝条の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
（例）暖を取るための焚火、キャンプファイヤー等

例外として規定されている焼却であっても、多くの苦情が寄せられているため、これらの例外規定の焼却を行なう時には、「事前に周辺住民に周知する。」「風向きや焼却時間帯、焼却する量を考慮する。」等周囲の生活環境に配慮してください。

なお、タイヤ等のゴム類、プラスチック、ビニール類の焼却は例外なく禁止されています。

また、例外規定に該当する焼却でも、生活環境の保全に著しい支障を生じる焼却（健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に支障が生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合）においては、措置命令等の行政処分及び行政指導の対象となります。

快適な生活環境の維持のために・・・

例外規定に該当する剪定枝、木の葉及び刈草は少量であってもできる限り焼却せず、普通ごみとして出すか、揖龍クリーンセンター（新宮地区においてはにしはりまクリーンセンター）に直接搬入してください※有料

産業廃棄物の焼却、悪質な野外焼却（野焼き）を見かけたときは、警察又は環境課へ通報してください。また、延焼するおそれがある場合は消防署へも通報してください。



【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

1 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項 3億円以下の罰金刑

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）】

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの